

“營改増”と増値税仕入税額控除の可否

5月1日から施行されている『営業税から増値税への転換試行措置の全面展開に関する通知』（財税【2016】36号）の試行の概要及び実務上の影響については、2016年4月増刊号の大野木会計グループニュースレターでご紹介いたしました。今回は、「營改増（営業税から増値税への全面移行）」に伴う増値税仕入税額控除手続きの影響について説明します。

1. 「營改増」に伴う仕入税額控除の可否

一般納税義務者の増値税の税額計算方法は、「当期（月）売上税額－当期（月）仕入税額」で計算をします。売上の際にお客様から預かった売上増値税から、売上に対応する課税仕入れや企業活動にかかる経費の支払いに際して仕入先や業者等に支払った仕入増値税を控除した差額を納税する仕組みで、日本の「消費税」と基本的に同じ考え方です。

ただし、支払った仕入増値税がすべて無条件に控除対象となるわけではありません。

『営業税から増値税への徴収変更試行に関する実施弁法』の第27条(1)～(7)に規定される以下の仕入税額は、売上税額から控除することができません。

- (1)簡易税額計算方法を用いる税額計算項目、免税増値税項目、集団福利・個人消費で使用されるもの
- (2)～(5)非正常損失（管理不備に伴い生じた盗難、紛失、カビ・腐敗・変質による損失）に関連する物品、サービス等
- (6)旅客運輸サービス、貸付サービス、飲食サービス、居住者日常サービス、娯楽サービス
- (7)その他財政部と国家税務局が規定するもの

(2) 増値税専用発票の認証手続き

中国の増値税の申告手続きで、仕入税額控除をするためには、「発票」の認証手続きが必要です。認証手続きをしていない発票を使っての仕入税額控除はできません。

また、仕入税額控除の対象でなくても、増値税専用発票を取得した場合は、以下の理由から、発票発行日から180日以内に認証手続きを行う必要があります。

- ①専用発票の認証は発票の真偽判断機能を兼ね備えていること
- ②専用発票の未認証（滞留票）は税務局の管理データに記録が保管されて、今後調査対象となりうること
- ③仕入税額控除の対象とならない固定資産、無形資産、不動産等について専用発票を取得して認証を行っていないと、それらの用途変更が発生して仕入税額控除が可能になった場合に実務上控除ができなくなること
- ④発票情報に誤りがある場合や、取引の中止、返品等があった場合で、発票発行後180日以内に認証を行っていないと、当初の発票を取り消すための赤字専用発票の発行ができなくなること

(3) 増値税専用発票の発行依頼の注意点

増値税専用発票の発行を受けるためには以下の情報を発行者に提示する必要があります。

- ・企業名称
- ・納税人識別番号
- ・企業住所及び固定電話番号
- ・企業口座情報（銀行名及び口座番号）

(4) 営業税発票使用の経過政策の適用期間

国家税務総局公布の財税【2016】23号通知により、2016年5月1日からは、税務局

による営業税発票の発行手続きは停止されました。それ以前に地方税務局が営業税業種であった企業に発行した地稅通用發票と会社名義で発行された営業税發票は6月30日までは証憑として使用できますが、それ以降は特殊事情がある場合で省・直轄市国税局の認可を受けたもの以外は使用できませんので注意が必要です。

(5) 科目・明細別の専用発票控除可否一覧

増値税専用発票の控除可否については、具体的な状況に基づいて判断する必要がありますが、一般的には以下のように分類することができます。

| 番号 | 科目 | 明細 | 専用発票 控除可否 |
|----|-----------|---|--------------|
| 1 | 交際費 | 顧客を接待するための宿泊費、食費、贈答品、娯楽施設等の費用 | 不可 |
| 2 | 労務費 | 労務派遣の形式で取得した普通発票（従業員給与、社会保険、住宅積立金等） | 不可 |
| | | 労務派遣の形式で取得した専用発票（サービス費等） | 可 |
| 3 | 福利厚生費 | 社員への贈答品、食費、社宅賃借費、引越し代、保険費用、社員個人名義の電話代等 | 不可 |
| 4 | 利息支出 | 金銭消費貸借業務、金銭消費貸借に関連する投融資コンサルティング費、手続費、コンサルティング費等 | 不可 |
| 5 | 銀行手数料 | 送金手数料、口座維持手数料、管理費等 | 可 |
| 6 | 出張旅費 | ホテル宿泊費 | 可 |
| | | レンタカー（運転手を雇わない場合） | 可 |
| | | タクシー | 不可 |
| | | 航空券、鉄道きっぷ、食費 | 不可 |
| 7 | 事務費 | 事務用品 | 可 |
| 8 | コンサルティング費 | 監査、会計、翻訳、コンサルティング費等の専用発票 | 可 |
| | | FESCO費用（給与、社会保険、住宅積立金については行われ、控除不可。単なる管理サービス費であれば専用発票で控除可） | ※控除可 |
| 9 | 郵送費 | 宅配便、運送費の専用発票 | 可 |
| 10 | 家賃 | 事務所家賃 5% 6% 11% | 可 |
| 11 | 不動産管理費 | 不動産の賃借に伴う管理費 6% | 可 |
| 12 | 水道代 | 事務所水道代（不動産業者発行の専用発票の税率13%、水道会社発行の発票3%） | 可 |
| 13 | 電気代 | 事務所電気代 17%（不動産管理費 6%） | 可 |
| 14 | 駐車場代 | 月極め駐車場代（車輛駐車サービス）5%・11% | 可 |
| 15 | 通信費 | 電話代、インターネット通信費、携帯電話代等（会社の名で発票を発行） | 可 |
| 16 | 従業員教育経費 | 社員教育費用（社内） | 可 |
| | | 業務の必要性から研修を行い、費用を原価計上する性質のもの（一般的に発票は「コンサルティング費」の項目が使用される）（社外） | 可 |
| 17 | 会議費 | 会議室レンタル代 | 可 |
| | | レンタカー（運転手を雇わない場合） | 可 |
| | | タクシー | 不可 |
| | | 会議に伴う宿泊費 | 可 |
| | | 会議に伴う食費 | 不可 |
| 18 | リース代 | コピー機、機械設備 | 可 |
| 19 | 保険費 | 財産保険 | 可 |

